

豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付要綱

策定 平成 20 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 7 月 7 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市アスベスト対策基本方針（平成 18 年 3 月策定）の趣旨をふまえるとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成 21 年 4 月 1 日付国住市第 454 号、国住街第 236 号、国住指第 4984-2 号、国住備第 162 号及び国土交通省住宅局長通知）に基づき、本市の区域内において、民間の既存建築物で多数の者が利用する建築物に露出して吹付けられたアスベストの飛散から市民の健康被害を予防し、安全な市街地環境の整備を図るため、市が当該建築物の所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、吹付けアスベストの除去の実施を促進し、吹付けアスベスト飛散防止対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト分析調査 平成 18 年 8 月 21 日付 基発第 0821002 号による厚生労働省労働基準局長通達「建材中の石綿含有率の分析方法について」及び平成 20 年 2 月 6 日付 基安化発第 0206003 号 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により示された分析方法に基づくアスベスト含有の有無に係る調査をいう。
- (3) 吹付けアスベスト アスベスト分析調査によりアスベストがその重量の 0.1%を超えて含有されている吹付け建材をいう。
- (4) 吹付けアスベスト除去工事 建築物に露出して施工された吹付けアスベストを除去する工事をいう。ただし、除去することが困難であることが認められた部分については、平成 18 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1173 号第 2 号に規定する封じ込めを行う工事を含むものとする。
- (5) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号の敷地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、本市の区域内に存する次条に規定する建築物の所有者（当該建築物が区分所有されている場合にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、多数の者が利用する建築物（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除き、多数の者が共同で利用する部分（当該建築物に付属する電気室、機械室等を含む。）に限る。）について行う吹付けアスベスト除去工事で、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたもの
- (2) 当該建築物を除却する予定のないもの
- (3) 吹付けアスベスト除去工事に關し、他の国庫補助金等が交付されていないもの
- (4) 同一敷地内の建築物について、この要綱に基づく事業の補助金の交付を受けていないもの
- (5) 吹付けアスベスト除去工事の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者。）が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、吹付けアスベスト除去工事に要する費用で工事施工業者（以下「施工業者」という。）に対して支払う費用とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の額の3分の2に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1の敷地当たり1,000,000円を限度とする。

2 この要綱に基づく補助の回数は、1の敷地に係る吹付けアスベスト除去工事について1回とする。

（補助金の交付申込み）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、吹付けアスベスト除去工事に着手する前に、次に掲げる書類を添えて、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図

- (3) 吹付けアスベスト除去工事を行う箇所の平面図
- (4) 吹付けアスベスト除去工事を行う箇所が確認できる図書
- (5) 吹付けアスベスト除去工事を行う箇所のカラー写真
- (6) アスベスト分析調査結果報告書
- (7) 工程表
- (8) 吹付けアスベスト除去工事に係る対象経費の見積書
- (9) 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し
- (10) 建築基準法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し又は申込みに係る補助対象建築物の建築年月日及び用途を確認できる書類
- (11) 登記事項証明書その他の建築物の所有関係が確認できる書類
- (12) 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体の規約及び吹付けアスベスト除去工事の実施を決定した旨の議決書（当該建築物が区分所有されている場合に限る。）
- (13) 吹付けアスベスト除去工事を実施する施工業者が第9条第1項各号のいずれかの要件を備えていることが確認できる書類（同項第1号に掲げる者については、審査証明を取得したことを証する書類の写し）
- (14) 建築物石綿含有建材調査者講習の修了証明書の写し
- (15) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否について決定し、その旨を当該申込者に豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付決定通知書（様式第2号）又は豊中市吹付けアスベスト除去補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（吹付けアスベスト除去工事）

第9条 吹付けアスベスト除去工事は、建築基準法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の規定に基づいた方法により、次の各号に掲げるいずれかの施工業者が実施するものとする。

- (1) 財団法人日本建築センターが審査証明を行った「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者
- (2) 「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」及び「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018」に従って施工することができ、かつ、十分な施工実績を有している者

2 補助対象事業の実施期間は、原則として補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して90日以内とする。

(事業の着手)

第10条 第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、吹付けアスベスト除去工事に着手したときは、直ちに豊中市吹付けアスベスト除去工事着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(申込み内容の変更)

第11条 補助決定者は、第7条の規定による申込みの内容を変更しようとするときは、豊中市吹付けアスベスト除去補助金変更承認申込書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて変更事業に着手する14日前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 吹付けアスベスト除去工事に係る対象経費の見積書
- (2) 第7条各号に掲げる書類のうち、その内容に変更が生じるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、豊中市吹付けアスベスト除去補助金変更承認・不承認通知書(様式第6号)により、当該申込者に通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第12条 補助決定者が補助金の交付の申込みを取り下げようとするときは、豊中市吹付けアスベスト除去補助金取下げ届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の取下げ届の提出があったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第13条 補助決定者は、吹付けアスベスト除去工事終了後、あらかじめ市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を添えて、豊中市吹付けアスベスト除去補助金実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者との契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る明細書及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業の完了状況を撮影したカラー写真
- (4) 石綿障害予防規則第5条に規定する届出書及び添付図書の写し
- (5) 補助対象事業の完了後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類
- (6) 石綿含有廃棄物の最終処理場が確認できるマニフェストの写し
- (7) 施工業者による工事完了報告書の写し
- (8) 工程表

(9) 封じ込めによる場合は、使用した石綿飛散防止剤の出荷証明及び大臣認定の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を当該報告者に豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた者は、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付請求書（様式第10号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を吹付けアスベスト除去工事以外の目的に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、その旨を当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊中市吹付けアスベスト除去補助金返還請求書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(書類等の整備及び保存)

第19条 補助金の交付を受けた者は、当該吹付けアスベスト除去工事の実施に関する収入及び支出に関する帳簿を整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の帳簿並びに当該吹付けアスベスト除去工事の実施に関する書類等を、当該吹付けアスベスト除去工事が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告の要求、検査及び指示)

第20条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、必要

に応じて報告の要求，立入検査及び指示をすることができる。

(細目)

第21条 この要綱の実施について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成21年7月7日から実施する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から実施する。

豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付申込書

(あて先) 豊中市長

申込者 住 所
(所有者) 氏 名
(法人にあっては所在地及び代表者名)
電話番号

豊中市吹付けアスベスト除去補助金の交付を受けたいので、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

1 除去工事の着手予定年月日

年 月 日

2 除去工事の完了予定年月日

年 月 日

3 補助対象建築物の棟数

_____棟

4 補助対象面積

_____㎡

5 交付申込額

金 _____円

6 交付申込額の算出方法等

対象経費の額 A	円
補助基本額 B (B = A × 2 / 3)	円
補助限度額 C	1,000,000円
交付申込額 (B又はCのいずれか少ない額)	円

※対象経費の額は、除去工事に要する費用で施工業者(処理業者)に支払う予定の額です。

7 補助対象事業計画

建物の名称					
建築物の所在地		豊中市			
建築年月日					
建築物用途					
構造・規模	構造	造、一部 造			
	階数	階建（地上 階、地下 階）			
	延床面積	㎡			
除去工事を行う箇所					
除去工事を行う部位		柱・梁・壁 天井・その他 ()	柱・梁・壁 天井・その他 ()	柱・梁・壁 天井・その他 ()	柱・梁・壁 天井・その他 ()
除去工事を行う部分の面積		㎡	㎡	㎡	㎡
事業開始予定日		年 月 日			
事業完了予定日		年 月 日			
施工業者	名称				
	所在地				
	電話番号	() -			
事業計画策定者	建築物石綿含有 建材調査者氏名	〔修了証明書番号： 〕			

※対象建築物の棟数が二棟以上の場合は、コピーして記入し、添付してください。

8 添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 吹付けアスベスト除去工事を行う箇所の平面図
- (4) 吹付けアスベスト除去工事を行う箇所が確認できる図書
- (5) 吹付けアスベスト除去工事を行う箇所のカラー写真
- (6) アスベスト分析調査結果報告書
- (7) 工程表
- (8) 吹付けアスベスト除去工事に係る対象経費の見積書
- (9) 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し
- (10) 建築基準法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し又は申込みに係る補助対象建築物の建築年月日及び用途を確認できる書類
- (11) 登記事項証明書その他の建築物の所有関係が確認できる書類
- (12) 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体の規約及び吹付けアスベスト除去工事の実施を決定した旨の議決書（当該建築物が区分所有されている場合に限る。）
- (13) 吹付けアスベスト除去工事を実施する施工業者が第9条第1項各号のいずれかの要件を満たしていることが確認できる書類（審査証明を有する者については、審査証明を証する写し）
- (14) 建築物石綿含有建材調査者講習の修了証明書の写し
- (15) その他市長が必要と認める書類

< 記入要綱 >

・ 補助対象建築物の概要

- ① 申込者は、実施要綱第3条の規定による補助対象者としてください。
- ② 対象経費の額は、除去工事に要する費用で、施工業者に支払う予定の額です。
- ③ 交付申込額は、補助基本額Bと補助限度額Cのどちらか少ない額とします。
- ④ 除去を行う箇所には、室名及び室の用途を記入してください。
- ⑤ 除去を行う部位には、除去を行う部位に○を付けてください。
- ⑥ 除去を行う部分の面積は、除去を行う面の概ねの面積を記入してください。

豊中市吹付けアスベスト除去工事着手届

(あて先) 豊中市長

届出者 住 所
(所有者) 氏 名
(法人にあっては所在地及び代表者名)
電話番号

年 月 日付け豊中市指令都審石除 第 号で交付決定のあった補助金について、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり着手届を提出します。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の所在地

3. 施工業者 名称
所在地
電話番号

豊中市吹付けアスベスト除去補助金変更承認申込書

(あて先) 豊中市長

〒
 申込者 住 所
 (所有者) 氏 名
 (法人にあっては所在地及び代表者名)
 電話番号

年 月 日付け豊中市指令都審石除 第 号で交付決定のあった補助金について、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により変更を受けたいので、関係書類を添えて申し込めます。

建築物の名称			
建築物の所在地	豊中市		
交付決定日	年 月 日		
事業開始予定日	年 月 日	事業完了予定日	年 月 日
当初交付予定額			円
変更後の 交付申込額 (D)			円
交付申込額の算出	対象経費の額 (A)	円	
	補助基本額 (B = A × 2 / 3)	円	
	補助限度額 (C)	1, 0 0 0, 0 0 0 円	
	交付申込額 (D = B 又は C の 少ない額)	円	
変更の理由			
備考			

豊中市吹付けアスベスト除去補助金取下げ届

(あて先) 豊中市長

届出者 住 所 丁
(所有者) 氏 名
(法人にあっては所在地及び代表者名)
電話番号

年 月 日付け豊中市指令都審石除 第 号で交付決定のあった補助金について、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付要綱第12条第1項の規定により下記のとおり取下げ届を提出します。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地
3. 取下げ理由

豊中市吹付けアスベスト除去補助金実績報告書

(あて先) 豊中市長

申込者 住 所 [〒]
 (所有者) 氏 名
 (法人にあっては所在地及び代表者名)
 電話番号

年 月 日付け豊中市指令都審石除 第 号で補助金の交付決定の
 あったアスベスト除去が完了しましたので、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付要
 綱第13条の規定により別紙のとおり関係書類を添えて報告します。

建築物の名称		
建築物の所在地		豊中市
補助金交付決定額		円
補助金対象経費請求額		円
除去工事の着手日		年 月 日
除去工事の完了日		年 月 日
施工業者	名称	
	所在地	
	電話番号	() -
事業計画策定者	建築物石綿含有 建材調査者氏名	[修了証明書番号 :]
備考		

・添付書類

- (1) 施工業者との契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る明細書及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業の完了状況を撮影したカラー写真
- (4) 石綿障害予防規則第5条に規定する届出書及び添付図書の写し
- (5) 補助対象事業の完了後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類
- (6) 石綿含有廃棄物の最終処理場が確認できるマニフェストの写し
- (7) 施工業者による工事完了報告書の写し
- (8) 工程表
- (9) 封じ込めによる場合は、使用した石綿飛散防止剤の出荷証明及び大臣認定の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付請求書

(あて先) 豊中市長

請求者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け豊中市指令都審石除 第 号で交付額の確定のあった補助金について、豊中市吹付けアスベスト除去補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり交付の請求をします。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地
3. 補助金交付請求額

金 円

4. 振込先

銀行 信用金庫		預金の 種類	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	支店		
フリガナ			
口座名義			

(注意)

1. 請求者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2. 本請求書は、請求者の印又は署名に限り訂正することができます。ただし、「3. 補助金交付請求額」の項目は訂正することができません。